

後期高齢者医療制度被保険者のみなさんへお知らせ

令和元年 8月1日から 保険証が変わります！

8月からはオレンジ色の保険証

緑の保険証は7月末まで！！



- 新しい保険証は、7月中に川根本町役場から郵送されます。
- 届いた保険証の住所・氏名などを必ず確認してください。一部負担金の割合も確認しましょう。
- 8月からは新しい保険証で受診して下さい。

～後期高齢者医療費保険料について～

1 保険料率

昨年度から保険料率の変更はありません。

※所得割：被保険者の前年中の所得金額に所得割率を乗じて算出されます。

※均等割：被保険者全員が一律の金額で負担するものです。

所得割率	7.85%
均等割額	40,400 円
賦課限度額	62 万円

2 年間保険料は以下のとおり算出されます

所得割額 (被保険者の総所得金額などー 33 万円) × 7.85% … (ア)

均等割額 40,400 円 … (イ)

年間保険料 上記 (ア) + (イ) (賦課限度額 62 万円)

◇所得割額については、前年度の所得金額をもとに算出されます (今年度の場合は平成 30 年度)。

◇年度途中で加入、喪失された場合は月割りで保険料が算出されます。

○問合せ先 税務住民課 戸籍住民室 ☎ (56)2222

65 歳以上の介護保険料と 低所得者の軽減強化についてお知らせします

介護保険については、平成 27 年度から消費税による公費を投入して第1段階の方に対する保険料の軽減強化を実施しています。

令和元年 10 月に予定されている消費税 10%への引き上げにあわせ、住民税非課税世帯である所得段階が第1段階から第3段階までの方を対象に、下表のとおり介護保険料の軽減強化が実施されます。

平成30年度【軽減前】

所得段階	割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	基準額×0.45	2,520円	30,200円
第2段階	基準額×0.75	4,200円	50,400円
第3段階	基準額×0.75	4,200円	50,400円

平成31年度(令和元年度)【軽減後】

所得段階	割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	基準額×0.375	2,100円	25,200円
第2段階	基準額×0.625	3,500円	42,000円
第3段階	基準額×0.725	4,060円	48,700円

令和元年度の全体の所得段階別保険料

所得段階	対象者	割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.375	2,100円	25,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.625	3,500円	42,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.725	4,060円	48,700円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	5,040円	60,400円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	基準額	5,600円	67,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,720円	80,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	7,280円	87,300円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	8,400円	100,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.70	9,520円	114,200円

※第1段階から第3段階までの方への介護保険料の軽減強化は令和2年度も予定しております。

○問合せ先 高齢者福祉課 長寿介護室 ☎ (56) 2234
総合支所管理局 窓口業務室 ☎ (58) 7070